

事業計画（茨城県北茨城市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	11地区海岸
被災した地区海岸数	5地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	5地区海岸

② 堤防高

被災前の現況高で復旧。

茨城沿岸：T.P+5.0m～6.5m（対象：高潮）

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧については、10月より順次、工事着工しており、計画的に復旧を進め平成26年3月の工事完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定^{※1}を目指す。

- ・全ての被災した地区海岸において、本復旧の工事着工^{※2}を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(北茨城市)

地区海岸名	堤防護岸 延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定				H23予算での 実施内容
			被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	工事 着工	工事 完了	
平潟漁港	713	護岸、離岸堤、突堤	6.50	6.50	—	H23.12	H23.12	H24.3	H26.3	・本工事
神岡上	2,300	堤防	6.30	6.30	完了	H23.5	H23.9	H23.10	H24.3	・本工事
磯原	1,700	護岸、離岸堤	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.9	H23.10	H24.3	・本工事
下桜井	1,710	護岸、離岸堤	6.00	6.00	完了	H23.5	H23.9	H23.10	H24.3	・本工事
粟野	70	護岸	5.00	5.00	完了	H23.5	H23.9	H23.10	H24.3	・本工事

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。

※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系里根川水系など^{※1}、3水系5河川10箇所^{※2}での災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い2箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。
- ② 全10箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に設計、地元調整等の施工準備を終え、本復旧に着手予定。平成24年出水期（6月頃～）までに全箇所完了させることを目標とする。
- ③ 震災前に比べ堤防等が脆弱であること等から、平成23年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。
- ④ 成果目標 平成23年度
 - 県管理区間（災害復旧事業）

全10箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に本復旧に着手した上で、平成24年出水期（6月頃～）までに完了予定

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 北茨城市

図面：茨城県提供

北茨城市

【県管理河川】

3水系 5河川 10箇所

- (二) 塩田川水系 1河川 1箇所
- (二) 大北川水系 2河川 3箇所
- (二) 里根川水系 2河川 6箇所

急傾斜地崩壊危険区域指定表	
河川	危険区域
塩田川	1箇所
大北川	3箇所
里根川	6箇所

地すべり防止区域指定表	
河川	防止区域
塩田川	1箇所
大北川	3箇所
里根川	6箇所

河川	
河川	箇所
塩田川	1箇所
大北川	3箇所
里根川	6箇所



海岸保全区域表	
河川	区域
塩田川	1箇所
大北川	3箇所
里根川	6箇所

凡例	
河川	河川
海岸保全区域	海岸保全区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊危険区域
地すべり防止区域	地すべり防止区域

3. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 関南町神岡上
- ② 海岸防災林の防潮工 409mが被災。林帯 0.5 h a が被災。
- ③ 防潮工の本復旧については、着手しているところ。
- ④ 防潮工の本復旧は概ね 2 年での完了を目指す。樹木の植栽は、津波の塩害による枯れ状況を確認しながら実施することとしており、概ね 3 年で完了させることとし、全体の復旧を概ね 5 年で行うことを目指す。
(保全対象：国道 6 号、JR 常磐線、県道、北茨木市浄化センター、神岡上集落、農地)

4. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校等

<北茨城市立学校等>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請した7校と学校共同施設である給食センター1施設について、以下のとおり、早期の復旧完了を目指す。

全施設ともに比較的軽微な被害に留まるため、浄化槽を改築予定の1校を除く6校については、事前着工制度を活用し、平成23年12月までには復旧完了を目標とする。

浄化槽を改築予定の1校についても、平成23年内に発注し、平成23年度中には工事完了を目標とする。

学校給食センター1施設については、平成23年10月までに工事を完了している。

<県立学校>

北茨城市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の1校について、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目指す。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園3園については、比較的軽微な被害に留まっており、平成23年度内の事業着手、平成23年度内の復旧完了を目標とする。

②大学等

(i) 国立大学等

東日本大震災により被災した1法人の団地のうち、国立大学法人等施設の災害復旧に係る補助に申請済みの1団地については、比較的軽微な被害に留まる施設及び甚大な被害を受けた施設について、平成23年度内の復旧完了を目標とする。

③公立社会教育施設

<北茨城市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の2施設については、2施設ともに比較的軽微な被害に留まっているため、平成23年度内の事業着手、復旧完了を目標とする。

5. 土砂災害対策

- ①本年8月末までに、市内約190箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。
- ②最大震度6弱を観測した北茨城市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

6. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震及び大規模な津波等により膨大な量（約 120 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 6 月末までに仮置場へ搬入しており、現在は、処分場へ搬入して処分を開始している。
今後発生する災害廃棄物については、（仮置場を閉鎖しているため）随時、処分場へ搬入する。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の移動及びその処分については、平成 24 年 3 月までを目途とする。
- ④ また、中間処理・最終処分については、原則として平成 24 年 3 月までに処分をする
が、瓦など、今後も災害由来の廃棄物が発生することが想定されることから、最終的に平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。

工程表(茨城県北茨城市)

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策	<p>応急対策 → 施工準備 (堤防設計等) → 本復旧 (逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)</p>												
2. 河川対策 (県管理河川)	<p>応急対策 → 施工準備 (堤防設計等) → 本復旧</p> <p>← 出水期 (※)避難判断水位等を引き下げて運用 → ← 出水期 →</p>												
3. 海岸防災林 (関南町)	<p>防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね2年) → 防風工等の施工が完了した箇所から植栽を実施 (全体の復旧を概ね5年で完了)</p>												
4. 学校施設等													
幼稚園・小 中高等学校 等	<市立学校>	<p>比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p> <p>使用不可な屋内運動場等の本格復旧</p>											
	<県立学校>	<p>比較的軽微な被害に留まる学校の復旧</p> <p>体育館等の本格復旧</p>											

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
大学等	<私立学校>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">校舎等の本格復旧</div>												
	比較的軽微な被害に留まる学校の復旧													
	<国立大学等>													
大学等	比較的軽微な被害に留まる施設の復旧	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">校舎等の復旧</div>												
	甚大な被害を受けた施設の復旧	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">六角堂の復旧</div>												
公立社会教育施設(公立社会体育施設・公立文化施設を含む)	<市立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">施設の本格復旧</div>												
5. 土砂災害対策		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">土砂災害危険箇所の点検等</div>												
		(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用												
6. 災害廃棄物の処理		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</div>												
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(その他の災害廃棄物)</div>												
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(中間処理・最終処分)</div>												
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(木くず、コンクリートくずの再生利用)</div>												